

令和5年(行ウ)第312号  
伐採許可処分取消等請求事件(次回期日:2月8日)  
原告 大澤 晓 外4名  
被告 新宿区(処分行政庁:新宿区長)

### ファクシミリ送信書

令和6年2月2日  
東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-2-3  
新宿アイランドアネックス305号  
新宿さきがけ法律事務所  
電話 03-6279-4438  
FAX 03-6279-4439  
原告ら訴訟代理人  
弁護士 山 下 幸 夫



大変に遅くなりましたが、下記書類を事前に提出しますので、宜しくお願ひします。

なお、次回口頭弁論当日に、署名押印のある意見陳述書の正本とその写しと副本を、提出・交付します。

1 原告小野梨々杏の意見陳述書 3枚

以上

令和5年（行ウ）第312号 伐採許可処分取消等請求事件

原 告 大澤 晓 外4名

被 告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）

## 意 見 陳 述 書

令和6年2月 8日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原 告 小 野 梨 々 杏

私は、令和5年（行ウ）第312号伐採許可処分取消等請求事件の原告本人として、次のとおり意見を陳述します。

- 1 私は、現在、気候活動家としてのアクションに取り組んでいます。気候対策強化を求めるデモや国際環境N G O、ボランティア活動に参加したり、同世代と環境コミュニティーを立ち上げて活動しています。
- 2 私は、2019年に、飛行機にはできるだけ乗らずに、鉄道や船で世界を回ったことがあります。その際に、C O P 25（国連気候変動枠組み条約第25回締約国会議）が開かれていたスペインの首都マドリードに訪れました。
- 3 2021年には、英国北部スコットランドの都市グラスゴーで開かれたC O P 26（国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議）に合わせて現地入りし、世界中から集まった活動家たちとともに、各国政府へのアピール活動をしました。  
C O P 26では、スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさんの呼び掛けに応じた運動「F r i d a y s F o r F u t u r e（未来のための金曜日、FFF）J a p a n」のメンバーとともに活動しました。  
その際に、スウェーデン出身の環境学者で地球温暖化研究の世界的権威ヨハン

・ロックストローム博士にインタビューをしました。ロックストローム博士は「地球温暖化への対策をすることで、良い未来につながると多くの人に話すことが大事だ」と語ってくれました。

私は、世界中の人たちが気候変動のために立ち上がっていることに感動しました。社会を変えられるのは市民であり、希望を語ることが大事だと感じました。

私、このような立場から、この裁判の原告となりました。

4 私は、新宿区に対して、神宮外苑の再開発を停止し、持続可能な未来のための新たな開発モデルの検討を行うために、以下の取り組みを行うことを求めたいと思います。

(1) 真剣な気候危機対策への取り組み

新宿区は気候危機への対策に積極的に取り組むべきです。気候危機対策に真剣に取り組み、環境保護を最優先にした開発を促進することを求めたいと思います。

地球を守るために、CO<sub>2</sub>排出の多い企業に対する規制や新たな開発ガイドラインを策定し、持続可能な未来を築くためのモデルの検討が不可欠です。

新宿区は排出を削減し、生態系を保護・再生する役割を果たすべく、積極的にリーダーシップを發揮すべきです。

(2) 神宮外苑開発の問題点と生態系・歴史の保護の取り組み

神宮外苑の樹木伐採を即時停止し、100 年の歴史と生態系を守り抜くための措置を講じる必要があります。

神宮外苑の再開発は、開発事業者による利益の追及のため、神宮外苑の森林を破壊することによって、生態系や歴史に対する脅威が高まっています。新宿区は、地域住民の幸福や生態系への影響を包括的に検討し、開発モデルを経済発展だけでなく、環境と社会への配慮を最優先したものに再検討すべきです。

100 年以上の歳月をかけて培われた生態系や歴史を守り抜くために、神宮外苑の開発は即座に停止すべきです。

5 そのため、私は、本件訴訟について、裁判所が、歴史に残るような正しい判断を示すことを期待しています。

以上